

広報



としま

9

令和3年9月発行 Toshima Village Public Relation 2021.9 No.253

諏訪之瀬島御岳が観測史上最高の4,800mまで噴煙を上げました
詳細は6ページから

3) 村で委託している医療機関での検査実施手続き

①事前予約

役場担当より医療機関に予約を行います。検査を希望する日の前日午前中までに健康福祉室担当に連絡下さい。

②PCR検査受診券の発行

検査日までに役場に来庁していただき、保健師による問診・同意書記入の上、受診券の発行を行います。検査当日の流れについては、来庁時に説明を行います。

③受診券を持参の上、ご本人で医療機関へ移動し検査を実施

検査時間は午前中、結果については当日中に医療機関より本人へ連絡されます。
 ※村が契約している医療機関で検査を受けた場合に、結果の証明を乗船券購入までに発行ができない場合は、本人が口頭で陰性であることを窓口で伝えて下さい。

4) 委託外の医療機関での検査助成について

「償還払い助成金申請書兼請求書(第3号様式)」に検査領収書を添付し、役場に申請してください。

ご不明な点がございましたら、
お気軽にお電話下さい！

【問合せ先】住民課 健康福祉室 健康係
TEL：099-222-2101 (代表)

新型コロナウイルス感染症警戒レベルと行動指針

本村のような離島地域は、本土地域と比較して医療体制が脆弱であり、村内の診療所には、常駐の医師は居らず、看護師が常駐するのみで入院病床もなく、感染症指定医療機関もありません。また、高齢者の割合も高く、小さな島々で感染者が発生した場合、村民の生命と安全を脅かす危機的な状況に陥ることが予想されます。

十島村新型コロナウイルス感染症対策本部では、感染症拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるように、お知らせします。また、警戒レベルにかかわらず、「マスク着用・手指消毒や手洗い・三密を避ける・こまめな換気」など感染症対策を徹底してください。

【問合せ先】十島村新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL：099-222-2101 (代表)

警戒レベルと指針

警戒レベル	状態	行動指針
警戒レベル5	【緊急事態宣言】 村内感染者の増加及び急増 ・村内で感染者が増加・急増した段階 ・クラスターが村内の広範囲に発生した段階	【緊急事態宣言】 村民 ・村民の島内の外出の自粛を強く要請 島外者 ・村民の村外への移動の自粛を強く要請 ・村内への来島の自粛を強く要請
警戒レベル4	村内の感染者確認 ・村内で感染者が散発的に発生した段階	村民 ・村民の島内の外出の自粛を要請 ・村民の村外への移動の自粛を要請 島外者 ・村内への来島の自粛を要請
警戒レベル3	村内の感染者なし ・近隣の市町村で感染者が発生した段階	・村民の島内の不要不急の外出自粛を要請 村民 5人以上での集会及び飲食等を自粛 ・村民の村外へ不要不急の移動自粛を要請 やむを得ない事情による帰島者にPCR検査を要請 島外者 ・やむを得ない事情による来島者にPCR検査を要請
警戒レベル2	村内の感染者なし ・県内で感染者が発生した段階	感染地域及び近隣から不要不急の来島自粛を要請
警戒レベル1	村内の感染者なし ・国内で感染者が発生した段階	村民、関係機関等へ感染防止対策の徹底を要請 マスク着用、手指消毒や手洗い、三密を避ける、こまめな換気

WARNING 警告 WARNING

鹿児島初の 新型コロナウイルス、襲来

まん延防止等 重点措置 発令

爆発的感染

十島村各島へ入島（住民も含む）の際のPCR検査実施のお願い

全国的に新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の区域が拡大しています。鹿児島県も、8月20日から9月12日までまん延防止等重点措置対象地域となりました。十島村では、水際対策の一環として入島する前のPCR検査の協力をお願いしています。鹿児島県内でも、陽性者の数が急増しており、自宅待機者が1,000人を超えている現状です。改めて、島外への移動の必要性を再度検討してください。持ち込まない・感染しないようPCR検査を受けていただき、自身とご家族、周りの方への感染を防ぎましょう。

1 来県者・県内離島へ出発する方のPCR検査の受検促進について

- 1) 対象期間 令和3年8月12日(木曜日)から令和3年9月12日(火曜日)
- 2) 対象者 ①県外から帰県、来県する方 ②県内に在住し、県内離島へ出発する方
- 3) 検査料金 2,000円
- 4) 検査場所(利用時間)
 鹿児島中央駅：AMU広場の一角(8時30分～23時45分)
 鹿児島空港：鹿児島空港国際線ターミナルビル1階グループラウンジ(8時～21時40分)
- 5) その他

検査の1時間前から飲食をしないでください。飲食して時間が経過しないと、検査を受けることができない可能性があります。

乗船日の2日前に検査を受けないと、結果が間に合わない場合もあります。

2 十島村のPCR検査の助成について

十島村ではPCR検査手数料の助成事業を実施しています。

- 1) 対象者 行政検査適応外と判断された方(感染が疑われる症状がなく自費で診療を行う場合)
 - ①特に症状はないが心配な方
 - ②65歳以上の方または基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、BMI30以上)を患っている方 ①②は十島村の住民に限る
 - ③定住等で村内に来島される方
 - ④山海留学生の帰島や下見をされる方
- 2) 助成額

65歳以上、基礎疾患を持っている方、山海留学生、定住される方は全額支給(2万円上限)
 本村に住所を有している方は半額支給(1万円上限)

平島

【日程】令和3年8月11日（水）

【人数】11名（男8名、女3名）

【主な要望内容】

- ・船上げ場・ガードレール・牛舎・カーブミラー
- ・保育職員の配置・高齢者のための緊急アラーム・公民館
- ・避難所・ガソリンスタンド・南之浜港の西側岸壁整備等

【現地調査箇所】

- ・南之浜港船上げ場・大浦展望台・コミセン周辺等



▶座談会の様子



◀島内視察の様子

- 【日程】令和3年8月12日（木）
- 【人数】11名（男9名、女2名）
- 【主な要望内容】
- ・防災無線の活用
 - ・簡易水道
 - ・道路等の整備
 - ・防災
- 【現地調査箇所】
- ・東道路不良箇所
 - ・海岸集落水タンク
 - ・砂蒸し温泉
- 【その他要望】
- ・屋外スピーカーの向き
 - ・子ども用の遊具の整備
 - ・ブッシュユチョッパーの整備

悪石島

令和3年度 村政座談会開催！！

今年度の村政座談会は7月27日の口之島を皮切りに、8月12日の悪石島まで、新型コロナウイルス感染症対策のため、時間と人数を制限した形での開催となりました。

全島を通して、85人の住民に参加していただき、事前に申出のあった79件の要望に現時点での考え方を回答させていただきましたが、いただきましたご意見は更なる地域の振興に活かしていきたいと思っております。

新型コロナウイルスが猛威を振るう昨今、全国的に人口が減少する時代を迎え、今後、十島村がいつまでも安定して存続し続けられるためには、より一層、地域と行政が一体となった取り組みが必要不可欠であると考えます。持続可能な社会の実現に向け、更なるご理解とご協力をお願い致します。



◀島内視察の様子

- 【日程】令和3年8月27日（火）
- 【人数】11名（男10名、女1名）
- 【主な要望内容】
- ・船便の増便
 - ・小学校前の土砂崩れ
 - ・日本一のギョボクの保全
 - ・港のフォークリフト車庫入り口のグレーチング
 - ・港の排水路
 - ・旧製氷所施設解体
 - ・上架施設の船台の改造
- 【現地調査箇所】
- ・西之浜漁港・船溜り・ギョボク
 - ・なごみの里・小中学校・子育て拠点施設・アダン自生地等

口之島

小宝島

【日程】令和3年7月28日（水）

【人数】11名（男8名、女3名）

【主な要望内容】

- ・フォークリフトの更新・道路の整備

【現地調査箇所】

- ・城之前未塗装道路・山海留学生寮用地等

【その他要望】

- ・診療所の老朽化・教員住宅・海岸漂着ゴミ等



▶座談会の様子



◀島内視察の様子

- 【日程】令和3年7月29日（木）
- 【人数】15名（男11名、女4名）
- 【主な要望内容】
- ・萌籠港の修繕
 - ・生活改善施設調理室のコンロ
 - ・売店出入口の自動ドア
 - ・ビーチハウスの排水
 - ・温泉センターの廊下床等
- 【現地調査箇所】
- ・前籠漁港
 - ・ビーチハウス
 - ・温泉センター
 - ・住民センター
 - ・水産加工施設

宝島

中之島

【日程】令和3年8月10日（火）

【人数】17名（男14名、女3名）

【主な要望内容】

- ・中央線道路路面亀裂・ガードレールの修理・診療所前の道路の舗装・ヤギの対策・公園の整備等

【現地調査箇所】

- ・天泊り道路状況・港・くつろぎの郷・小中学校・教職員住宅・中央線状況・日之出側溝・日之出地区避難集合場所・御岳線等



▶島内視察の様子



▶座談会の様子

- 【日程】令和3年7月28日（水）
- 【人数】9名（男7名、女2名）
- 【主な要望内容】
- ・船待合所の整備
 - ・公民館PCのバージョンアップ
 - ・学校の雲梯等
 - ・プールの設置・整備
- 【現地調査箇所】
- ・切石港待合所
 - ・洗い越し箇所
 - ・湯治原牧場水飲み場
 - ・小中学校
 - ・飛行場
 - ・キャンプ場
 - ・ハウス団地

諏訪之瀬島

「ふるさと納税」で十島村を応援いただきありがとうございます！

全国各地から多くの皆さんに、「ふるさと納税（寄附金）」のご協力をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいた寄附金は、十島村のため、有効に活用させていただきます。

令和3年の7月20日から8月20日の間で全19件の275,000円もの寄附金をいただきました。ご寄附いただいた皆様のうち、氏名の公表について同意いただいた寄附者様を公表させていただきます。

・横尾 正 奈良県

20歳の時、探検部でお世話になりました。焼酎を頂きながら、当時を振り返りたいと思います。

・漆原 理恵 東京都

以前、マラソン大会に参加しました。また、遊びに行きます。

氏名の公表以外にも、たくさんのコメント（応援メッセージ）をいただきました。

コメントの公表について同意をいただいた方のコメントを公表させていただきます。

・コロナ禍で本土からの従来が制約され、様々なご苦労がおりかと思っておりますが、島々での生活を安心して送れますように 滋賀県

全国の皆さま、応援ありがとうございます！

令和3年8月 子牛せり市価格表

(税抜価格,単位:円)

	出荷頭数			合計金額			平均価格		
	去勢	雌	計	去勢	雌	計	去勢	雌	計
8月	28	14	42	18,372,000	8,027,000	26,399,000	656,143	573,357	628,548
7月	27	18	45	19,572,000	10,853,000	30,425,000	724,889	602,944	676,111
前月比	1	-4	-3	-1,200,000	-2,826,000	-4,026,000	-68,746	-29,587	-47,563

最高価格者	去勢	雌	氏名	価格	体重	日令	父	母の父
			小宝島 岩下正行	863,000	304	233	秀幸福	隆之国
			口之島 山之上淳一	751,000	306	271	秀幸福	華春福



◀山之上淳一氏の雌牛



▶平泉二太氏の去勢牛

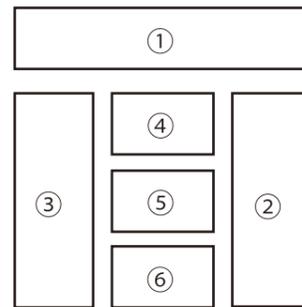
子牛のせりが行われました



ボゼ祭りが開催されました



ユネスコ無形世界文化遺産



- ①ボゼに驚く親子
- ②動き回るボゼ
- ③三体のボゼ出現
- ④盆踊りの様子
- ⑤ボゼ全力疾走
- ⑥庭戻しの様子

令和3年8月23日(月)に旧暦盆行事である、ボゼ祭りが悪石島にて開催されました。

2018年、ユネスコ無形世界文化遺産に登録されてから3回目のボゼ祭りとなりました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により規模は縮小しての開催となりましたが、現地はいつにもまして盛り上がりを見せていました。

【悪石島 ボゼ祭りについて】

毎年、盆の最終日となる旧暦7月16日に、ボゼと称する神が現れ、地域と人びとの邪気を追い祓います。

赤土と墨を塗りつけた異様な仮面を被り、体にはビロウの葉を巻き付け、手足にはシユロ皮やツグの葉を当てがいます。手には、それぞれボゼマラと称する男根を模した長い杖を持ち、ボゼマラの先端に付けた赤い泥を擦り付けようと、観衆を追い回します。この泥を付けられると、悪魔祓いの利益があるとされ、特に女性は子宝に恵まれるといわれています。

悪石島のボゼは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、トカラ列島における来訪神行事の典型例として重要です。

このコーナーでは防災専門官の豆知識や気象の情報などをお伝えします！

第4回目となる今回は台風について紹介します！

一言で台風と言っても、大きさや、勢力などで、正しい定義が分からない方もいらっしゃると思いますので、①台風の定義(大きさや強さを含む。)、②どのように発達するのか、の2つについて順番に説明していきます。

①-1 台風の定義

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼びますが、このうち、赤道より北、概ねハワイより西側で存在して、低気圧域内の最大風速がおおよそ秒17m/s以上のものを「台風」と呼びます。

①-2 強さと大きさは？

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、風速(10分間の平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表します。「大きさ」は強風域(風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

さらに、風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

② 台風はどのように発達するのか。

台風の一生は、大別すると発生期、発達期、最盛期、衰弱期の4つの段階に分けることができ、日本に接近する台風は主に最盛期と衰弱期のものです。簡単に説明すると、下の表のとおりです。

発生期	発達期	最盛期	衰弱期
<ul style="list-style-type: none"> ・台風は赤道付近の海上で多く発生 ・次々と発生した積乱雲(日本では入道雲とも言います)が多数まとまって渦を形成、さらに発達して熱帯低気圧となり、最終的に台風となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風となってから、中心気圧が下がり、勢いが最も強くなるまでの期間 ・暖かい海面から供給される水蒸気をエネルギー源として発達し、中心気圧はぐんぐん下がり、中心付近の風速も急激に強くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心気圧が最も下がり、最大風速が最も強い期間を言う ・台風の北上に伴い、中心付近の風速は徐々に弱まるが、強い風の範囲は逆に広がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風は海面水温が熱帯よりも低い日本付近に来ると海からの水蒸気の供給が減少し、熱帯低気圧や温帯低気圧に変わる

皆さんが早めの避難などの防災行動をとることができるよう、役場からの防災行政無線による情報の提供はしますが、気象庁からも様々な「防災気象情報」を公表しています。時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」などの防災気象情報を有効に活用し、早め早めの防災行動をとるようにしましょう。先般、広報誌でも紹介しました、警戒レベルと気象庁情報の相関図を今一度見直しをしてください。

防災専門官 小濱

諏訪之瀬島御岳が観測史上最高の4,800mの噴煙を観測しました

8月28日(土)12時31分頃、噴煙の高さが4,800メートルまで達するほどの噴火があり、気象庁が2003年から観測を始めて、観測史上最高となりました。

現在も毎日のように噴火を続けておりますが、専門家によりますと、一時的な活動低下に向かっていると分析しております。ですが、今後も噴煙の高さが1000メートル前後の大きな噴石が1キロ近くまで飛ぶような噴火が繰り返されますので、今後も注意が必要です。

噴火が多くなるにつれて、降灰も多くなっており、十島村は令和3年8月30日(月)に再び鹿児島県道路降灰除去協会へ大型・小型のロードスイーパーの貸与を依頼し、現在、諏訪之瀬島にて大活躍中です。住民からも「ロードスイーパーが来てとても安心」、「毎日のように灰の撤去作業を行っておりうんざりしていた。ロードスイーパーの活躍に大いに期待する」など、多くの感想を頂いております。快くお貸しして頂きました、鹿児島県道路降灰除去協会にはとても感謝しております。

現在、諏訪之瀬島の噴火警戒レベルは2となっておりますが、住民の皆さまにつきましては、今後の情報に注意し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。



▲島ではロードスイーパーが大活躍しています

噴火警戒レベル
5 避難
4 避難準備
3 入山規制
2 火口周辺規制
1 活火山であることに留意

令和3年 秋の全国交通安全運動について

①実施期間

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)

②スローガン

「ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道」

③運動の重点事項

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- (3) 自転車の安全確保と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

事故が発生しています。
スピードの出しすぎに注意しましょう。



ご自宅の火災警報器大丈夫ですか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、電池切れや本体内部の電子機器の劣化により適切に作動しない事案が発生しています。火災から大切な命を守るため、適正な維持管理をお願いします。

【交換時期】

住宅用火災警報器は、最大10年を目安に本体の交換をおすすめします。作動点検や電池交換の際に、本体の交換時期を確認し、計画的な交換をおすすめします。



令和元年度決算 十島村財務諸表(一般会計等)

財務諸表とは

予算書や決算書などの今までの公会計とは別に、十島村の財務状況をあらわす新たな取り組みとして、下記の4表を作成しました。これらをまとめて「財務諸表」と呼びます。これは自治体の行政活動評価を行うための情報でもあります。

①貸借対照表(BS)

貸借対照表は、会計年度末に十島村が保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法をあらわしています。現金の収支に注目するこれまでの決算書では表示することができなかった財産や負債等、これまでの資産形成の結果を知ることができます。

②行政コスト計算書(PL)

行政サービスを提供する際に発生する支出のうち、資産の取得(土地や建物の購入等)に関わらない経常的な支出と、行政サービスの対価として得られた収入を計上しています。

③純資産変動計算書(NW)

貸借対照表の純資産の部について、増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間でどのように変動したのかを示しています。純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入(税収や国・県からの補助金等)があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純経常行政コストや災害復旧等で臨時的に必要な支出等が計上されます。

④資金収支計算書(CF)

貸借対照表の現金預金が1年間でどのように変化したのかをあらわしています。現金の使いみちによって「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分に分け、どのような行政活動にいくら使ったのかを示しています。

①貸借対照表(BS)

科目		金額	
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	63,718,737	固定負債	4,527,625
有形固定資産	61,818,963	地方債	4,411,788
事業用資産	6,288,706	長期未払金	-
インフラ資産	55,367,099	退職手当引当金	115,837
物品	163,157	損失補償等引当金	-
無形固定資産	-	その他	-
投資その他の資産	1,899,775	流動負債	634,378
流動資産	1,206,924	1年内償還予定地方債	603,321
現金預金	150,514	未払金	-
未収金	1,568	未払費用	-
短期貸付金	845	前受金	-
基金	1,053,999	前受収益	-
棚卸資産	-	賞与引当金	18,765
その他	-	預り金	12,292
徴収不能引当金	△2	その他	-
		負債合計	5,162,003
		【純資産の部】	
		固定資産等形成分	64,773,581
		余剰分(不足分)	△5,009,923
		純資産合計	59,763,659
資産合計	64,925,661	負債及び純資産合計	64,925,661

※単位未満を四捨五入しているため、金額が一致しない場合があります。

資産：学校や道路等の将来世代に引き継ぐ社会資本や、投資、基金等将来現金化することが可能な財産の総額を示します。

負債：地方債の残高や退職手当引当金などの総額。将来世代が負担する金額を示します。

純資産：公共施設整備の財源として受けた補助金や地方税等の総額。これまでの世代が負担してきた金額を示します。

十島村の現状

これまでに十島村では、64,925,661千円の資産を形成しています。

そのうち、純資産である59,763,659千円はこれまでの世代が負担してきた金額であり、負債である5,162,003千円は将来の世代が負担していくことになります。

流動比率	190.25%
有形固定資産 減価償却率	49.53%

翌年度支払い予定の負債額に対して、すぐに支払いに充てることができる現金などがどのくらいあるのかを示す指標です。(流動比率=流動資産÷流動負債)

償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を求めることで、施設の老朽化具合を示す指標です。(有形固定資産減価償却率=減価償却累計額÷償却資産)

国民健康保険の保険証を利用される方へご連絡です！

第三者行為でケガや病気をした場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が義務づけられています。(国民健康保険法施行規則第32条の6)

第三者によるけがや病気で、国民健康保険の保険証を使って治療を受けたときには、第三者行為による傷病届の提出が必要です。

第三者により治療を受けた場合、その治療費は、本来、加害者が負担しなければならないものです。第三者行為による傷病届の届出がされない場合、国保加入者の保険税の負担増加にも繋がってしまいます。

第三者行為とは

交通事故(バイクや自動車、歩行中の事故を含む)



他人の飼い犬(動物等)にかまれたとき



けんか等の傷害事件に巻き込まれたとき



購入食品や飲食店等での食中毒



以下のような場合は、国保は使えません。

- ・勤務中または通勤中の事故(労災保険の適用)
- ・すでに加害者と示談を済ませてしまっとき

詳しくは、下記問い合わせ先まで！

【問い合わせ先】住民課 保険係

TEL:099-222-2101(代表)

認知症を理解し、一緒に歩む県民週間について！

県では、認知症の正しい理解の更なる普及啓発や認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた気運の醸成を図るため、「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」を平成30年度から設定しています。

期間は「世界アルツハイマーデー」(9月21日)を含む一週間(日曜日から土曜日まで)

「最期まで自分らしくありたい…」これは誰もが望むことです。

この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが「認知症」です。

認知症は、老後の最大の不安であり、超高齢社会を迎えようとしている日本にとって最重要課題の一つになっています。身近な家族や友人、自分自身が認知症になっても、今まで通り住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、一人でも多くの方に認知症の人や家族の方々の応援者、理解者になって頂き、認知症になっても、安心して暮らせる「地域(島)づくり」を考えていただきたいと思います。

◆認知症の人への対応の心得 "3つの「ない」"

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない

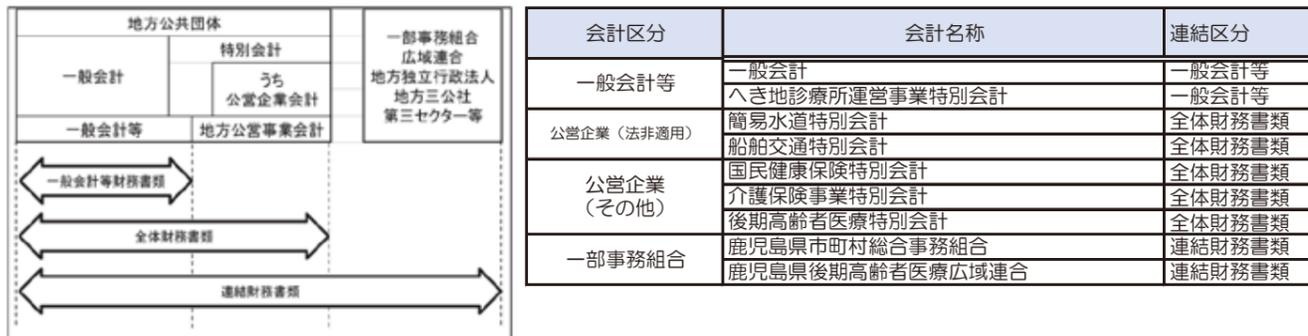
◆具体的な対応の7つのポイント

- ①まずは、見守る
- ②余裕を持って対応する
- ③声をかけるときは、1人で
- ④後ろから声をかけない
- ⑤相手に目線を合わせて、優しい口調で
- ⑥おだやかに、はっきりとした滑舌で
- ⑦相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくり対応する



令和元年度決算 十島村財務諸表（連結）

統一した基準では、「連結財務諸表」の作成についても求められています。その対象となる会計は、地方公共団体の一般会計のみならず、公営企業会計をはじめとする特別会計、一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等を含めることとなっています。十島村の対象会計は、右図のとおりです。



総務省 「連結財務書類作成の手引き」 P2
図1 財務書類の対象となる団体（会計）より

十島村においては、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の作成を行いました。ここでは、各財務書類の報告を行います。

①連結貸借対照表(BS)

科目	金額			科目	金額		
	一般会計等	全体	連結		一般会計等	全体	連結
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	63,718,737	68,024,101	68,157,857	固定負債	4,527,625	7,580,027	7,710,023
有形固定資産	61,818,963	66,100,339	66,100,339	地方債	4,411,788	7,329,290	7,329,290
事業用資産	6,288,706	9,770,343	9,770,343	長期未払金	-	-	-
インフラ資産	55,367,099	56,110,385	56,110,385	退職手当引当金	115,837	250,737	380,733
物品	163,157	219,611	219,611	損失補償等引当金	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	その他	-	-	-
投資その他の資産	1,899,775	1,923,762	2,057,518	流動負債	634,378	646,562	646,579
流動資産	1,206,924	1,378,543	1,381,714	1年内償還予定地方債	603,321	603,321	603,321
現金預金	150,514	322,076	325,161	未払金	-	-	-
未収金	1,568	1,624	1,625	未払費用	-	-	-
短期貸付金	845	845	845	前受金	-	-	-
基金	1,053,999	1,053,999	1,054,085	前受収益	-	-	-
棚卸資産	-	-	-	賞与等引当金	18,765	30,950	30,967
その他	-	-	-	預り金	12,292	12,292	12,292
徴収不能引当金	△ 2	△ 2	△ 2	その他	-	-	-
				負債合計	5,162,003	8,226,589	8,356,602
				【純資産の部】			
				固定資産等形成分	64,773,581	69,078,945	69,212,787
				剰余分（不足分）	△ 5,009,923	△ 7,902,891	△ 8,029,818
				他団体出資等分	-	-	-
				純資産合計	59,763,659	61,176,054	61,182,969
資産合計	64,925,661	69,402,644	69,539,571	負債及び純資産合計	64,925,661	69,402,644	69,539,571

※単位未満を四捨五入しているため、金額が一致しない場合があります。

資産：学校や道路等の将来世代に引き継ぐ社会資本や、投資、基金等将来現金化することが可能な財産の総額を示します。

負債：地方債の残高や退職手当引当金などの総額。将来世代が負担する金額を示します。

純資産：公共施設整備の財源として受けた補助金や地方税等の総額。これまでの世代が負担してきた金額を示します。

②行政コスト計算書(PL)

科目	金額
経常費用	5,109,754
業務費用	4,789,134
人件費	492,061
物件費等	4,256,745
その他の業務費用	40,329
移転費用	320,620
補助金等	212,843
社会保障給付	42,058
他会計への繰出金	65,461
その他	258
経常収益	146,650
使用料及び手数料	68,552
その他	78,099
純経常行政コスト	4,963,103
臨時損失	137,684
臨時利益	-
純行政コスト	5,100,788

十島村の現状

経常費用が経常収益を上回っていますが、これは行政コスト計算書の収入には行政サービスの直接的な収入のみを計上しているためです。

経常費用から経常収益を引いた純経常行政コストは、4,963,103千円になります。これに臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、5,100,788千円となり、この不足分は、税収や国・県からの補助金等の財源で賄っています。

住民一人当たりのコスト	7,490千円
住民一人当たりどれくらいの行政コストがかかっているのかを表しています。（住民一人当たり行政コスト=純行政コスト（5,100,788千円）÷人口（681人）【令和2年1月1日時点の人口】）	

③純資産変動計算書(NW)

科目	金額
前年度末純資産残高	61,474,752
純行政コスト(△)	△ 5,100,788
財源	3,587,108
税収等	1,652,714
国県等補助金	1,934,393
本年度差額	△ 1,513,680
固定資産等の変動(内部変動)	
有形固定資産等の増加	
有形固定資産等の減少	
貸付金・基金等の増加	
貸付金・基金等の減少	
資産評価差額	-
無償所管替等	△ 196,394
その他	△ 1,019
本年度純資産変動額	△ 1,711,093
本年度末純資産残高	59,763,659

十島村の現状

純資産が昨年度よりも増加した場合は、負債の増加より資産の増加の方が多かったことを示しています。

純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入（税収や国・県からの補助金等）があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純行政コストや有形固定資産及び貸付金・基金の減少があります。

純資産比率	92.05%
資産総額に占める純資産の割合です。現世代でどのくらい既に支払ったかを示す指標です。（純資産比率=純資産総額（59,763,659千円）÷資産総額（64,925,661千円））	

④資金収支計算書(CF)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,609,850
業務収入	1,914,343
臨時支出	133,963
臨時収入	1,355,201
業務活動収支	525,731
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,970,042
投資活動収入	776,067
投資活動収支	△ 1,193,974
【財務活動収支】	
財務活動支出	450,257
財務活動収入	1,174,819
財務活動収支	724,562
本年度資金収支額	56,319
前年度末資金残高	81,904
本年度末資金残高	138,222

十島村の現状

資金収支計算書から算出したプライマリーバランスの額は、△644,215千円となっています。マイナス値となっている場合、収支の均衡が取れていない状態を示しています。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)	△644,215千円
自治体の基礎的な財政力を示します。具体的には、基本的な地方税や使用料などの収入及び建設事業に充てられる国や県の支出金の合計（業務活動収支から支払利息支出を除いた金額）と、行政サービスを提供するために必要な費用及び公共施設等を整備するために係る費用（投資活動収支）を差し引いた金額のことです。（基礎的財政収支=支払利息を除く業務活動収支（553,329千円）+基金を除く投資活動収支（△1,197,544千円））	

業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入・支出される金額が集計されています。

投資活動収支：学校、道路等の公共施設の投資活動収支や、貸付金などの収入・支出の金額が集計されています。

財務活動収支：地方債等の借入・償還等の金額が集計されています。

前年度末歳計外現金残高	18,511
本年度歳計外現金増減額	△ 6,220
本年度末歳計外現金残高	12,292
本年度末現金預金残高	150,514

令和元年度決算

○ 村の財政状況は健全です（財政健全化比率の報告）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和元年度決算における十島村の健全化判断比率は、4指標とも適正基準の範囲内となっています。

判断比率が基準を超えた場合は、それぞれの基準に応じ計画を策定し、財政の健全化または財政再建に取り組みなければならないこととなっています。財政再建団体になると税や住民サービスの見直しが必要となるほか、村の借金が制限されます。

令和元年決算における村の各比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	—	—	11.6	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

各指標の説明

- 実質赤字比率**
 一般会計の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを示します。令和元年度の十島村における一般会計は黒字のため、算出されません。
- 連結実質赤字比率**
 特別会計や企業会計など全ての会計を合算して、村全体の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。令和元年度の十島村では黒字のため、算出されません。
- 実質公債費比率**
 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。令和元年度の十島村については、昨年度比で4.2ポイント上昇しています。ロードパント整備や防災行政無線デジタル化などの大規模事業に地方債を活用しており、公債費負担が大きくなる見込みです。今後の実質公債費率の推移については注意深くみていく必要があります。地方債の借入れについては慎重に進めていく必要があります。
- 将来負担比率**
 借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。令和元年度の十島村では算出されません。

○ 公営企業の経営状況は健全です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和元年度決算における十島村の公営企業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の範囲内となっています。

資金不足比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければならないこととなっています。経営健全化団体になると料金やサービスの見直しが必要となります。

令和元年決算における公営企業の資金不足比率	船舶交通特別会計	—
	簡易水道特別会計	—
経営健全化基準		20.0

資金不足比率の説明

公営企業の料金等の収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。

令和元年度の十島村における公営企業は、船舶交通特別会計、及び簡易水道特別会計ともに経営健全化基準の範囲内となっています。

②連結行政コスト計算書（PL）

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	6,829,423
業務費用	6,309,926
人件費	708,312
物件費等	5,409,116
その他の業務費用	192,497
移転費用	519,497
補助金等	374,688
社会保障給付	135,479
その他	9,329
経常収益	618,788
使用料及び手数料	68,568
その他	550,220
純経常行政コスト	6,210,635
臨時損失	137,684
臨時利益	—
純行政コスト	6,348,319

十島村の現状

経常費用が経常収益を上回っていますが、これは行政コスト計算書の収入には行政サービスの直接的な収入のみを計上しているためです。

経常費用から経常収益を引いた純経常行政コストは、6,210,635千円になります。これに臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、6,348,319千円となり、この不足分は、税収や国・県からの補助金等の財源で賄っています。

住民一人当たりのコスト	9,322千円
住民一人当たりどれくらいの行政コストがかかっているのかを表しています。（住民一人当たり行政コスト=純行政コスト（6,348,319千円）÷人口（681人）【令和2年1月1日時点の人口】）	

③連結純資産変動計算書（NW）

(単位：千円)

科目	金額
前年度末純資産残高	63,394,126
純行政コスト(△)	△6,348,319
財源	4,334,754
税収等	1,757,172
国県等補助金	2,577,582
本年度差額	△2,013,566
固定資産等の変動(内部変動)	
有形固定資産等の増加	
有形固定資産等の減少	
貸付金・基金等の増加	
貸付金・基金等の減少	
資産評価差額	—
無償所管替等	△196,394
他団体出資等分の増加	—
他団体出資等分の減少	—
比例連結割合変更に伴う差額	△178
その他	△1,019
本年度純資産変動額	△2,211,157
本年度末純資産残高	61,182,969

十島村の現状

純資産が昨年度よりも増加した場合は、負債の増加より資産の増加の方が多かったことを示しています。

純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入（税収や国・県からの補助金等）があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純行政コストや有形固定資産及び貸付金・基金の減少があります。

純資産比率	87.98%
資産総額に占める純資産の割合です。現代でどのくらい既に支払ったかを示す指標です。（純資産比率=純資産総額（61,182,969千円）÷資産総額（69,539,571千円））	

④連結資金収支計算書（CF）

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	3,881,242
業務収入	2,964,155
臨時支出	133,963
臨時収入	1,487,714
業務活動収支	436,664
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,995,306
投資活動収入	779,699
投資活動収支	△1,215,606
【財務活動収支】	
財務活動支出	460,548
財務活動収入	1,187,319
財務活動収支	726,771
本年度資金収支額	△52,171
前年度末資金残高	365,161
比例連結割合変更に伴う差額	△121
本年度末資金残高	312,869

十島村の現状

資金収支計算書から算出したプライマリーバランスの額は、△753,262千円となっています。マイナス値となっている場合、収支の均衡が取れていない状態を示しています。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）	△753,262千円
自治体の基礎的な財政力を示します。具体的には、基本的な地方税や使用料などの収入及び建設事業に充てられる国や県の支出金の合計（業務活動収支から支払利息支出を除いた金額）と、行政サービスを提供するために必要な費用及び公共施設等を整備するために係る費用（投資活動収支）を差し引きした金額のことです。（基礎的財政収支=支払利息を除く業務活動収支（466,190千円）+基金を除く投資活動収支（△1,219,452千円））	

業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入・支出される金額が集計されています。

投資活動収支：学校、道路等の公共施設の投資活動収支や、貸付金などの収入・支出の金額が集計されています。

財務活動収支：地方債等の借入・償還等の金額が集計されています。

子育て支援拠点施設 各園の活動

テープを使って
海賊船を作ったよ



← 中之島
ほしのこ園



防災教室

← 諏訪之瀬島
すわっこ園
→ 平島
たいらっこ園



楽しい
プールあそび



↓ 悪石島のびっこ
交通安全教室

→ 小宝島
子宝園



じゃがいもの収穫体験
～勇さんの畑で～



↑ 宝島 いまきら園 なつまつり



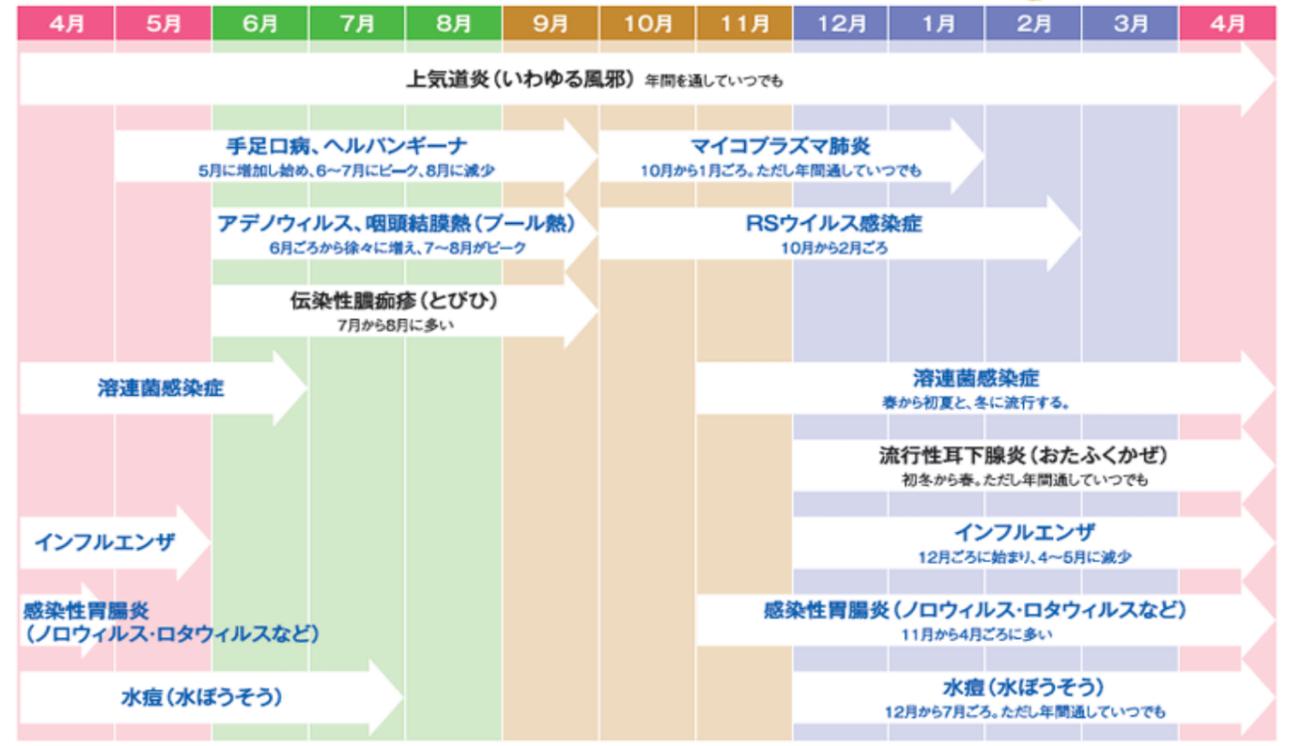
↑ 口之島 くちっこ園
誕生会にお祝いに来てくれました♪



～十島村子育て世代包括支援センターよりお知らせ～

夏休みがあけて、新学期が始まりました。久しぶりの学校や園での生活で体調を崩すお子さんも多くいます。1年間の間、子ども達はいつどんな病気にかかるのでしょうか？

今回は、子どもに多い病気の年間カレンダーを紹介します。



(日本病児保育境界HPより抜粋)

病気になりにくくなるための対策

①規則正しい生活

夏はイベントも多く、新学期になり体調を崩しがちになります。また、暑さで体力も消耗しやすいので、子どもも疲れやすくなります。早寝早起きをし、睡眠時間を多く確保することが免疫力アップに繋がります。



②食事



夏はアイスやジュースなど冷たいものを多く取りがちですが、栄養を考えるとバランス良く食べることが大切になります。また暑い日が続くので、食中毒が起こりやすい季節でもあるため気を付けましょう。



③うがい・手洗い



外から帰ったときはもちろんですが、食事の前やプールから上がった後なども実施出来るとなおさら安心です。感染症は、治った後もしばらく便にウイルスが排泄されるためオムツ交換時など気を付ける必要があります。



緊急用電話は本当に必要な人のために

役場総務課からのお知らせです。

十島村役場の閉庁時（土日祝日及び夜間）無人化の本格運用が始まっています。ナビダイヤルで「1」を押すと職員が持つ緊急用電話に繋がりますが、**平日日中でも急ぎでない要件の場場合はかけないようお願いいたします。**もし緊急の電話があった際に出れなくなってしまう、対応が遅れてしまう可能性があります。

無人化の本格運用が始まり、閉庁時は書類の提出・補助の申請等できなくなっています。また、「099-222-2104」へかけると平日日中でもナビダイヤルに繋がってしまい、取り次ぐことができなくなってしまう。「099-222-2101」へかけてくださるようお願いいたします。

ナビダイヤルにかけると次のように案内されますので、案内にしたがい用件の番号を押してください。

【役場「099-222-2101」に休日及び夜間にお電話すると次のように案内されます。】

「1」を押すと、職員が持っている緊急用携帯電話に転送されます。

急患・災害、緊急の要件の方は、1、を押してください。

フェリーの出入港についてのお問い合わせは、十島村の公式ホームページをご覧ください。川運輸に転送いたしますので、2、を押してください。なお、営業時間外、作業中の場合は、電話がつながらないことがあります。予めご了承ください。

急患や災害などの緊急要件及び、フェリー以外のお問い合わせについては、平日午前8時30分から、午後5時15分の間にお電話をお掛け直してください。

このガイダンスをもう一度聞きたい方は、9、を押してください。【番号を押した場合、次のようになります。】

1を押すと、職員が持っている緊急用携帯電話に転送されます。

2を押すと、中川運輸に転送されます。

9を押すと、もう一度ガイダンスが流れます。



あなたの自動車、自賠責に入っていますか？



自賠責とは・・・

交通事故は年間31万件発生しております。交通事故により死傷者は約37万人に上り、1日に約1020人の方が死傷していることとなります。万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に自動車損害賠償責任保険・共済（自賠責）への加入が法律で義務付けられています。

補償内容は・・・

被害者1名についての支払限度額は下の通りです。自賠責は、他人を死傷させた際の対人賠償についてのみ補償する保険です。対物賠償や運転者自身のけが等は保証されませんので、ご注意ください。



自賠責に加入しないで運転すると・・・

1年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点数6点→免許停止処分等

職員退職のお知らせ！

エリック・ジェイムズ・ステイフンさんが、7月29日付で退職いたしました。

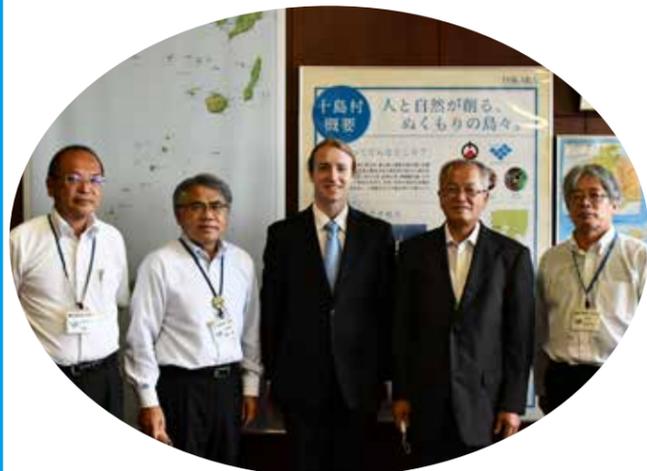
エリックさんは、平成30年7月30日から勤務されており、3年間もの間、中之島小中学校でALT（外国語指導助手）として勤務されました。

エリックさんは、島民に少しでも英語を身近に感じてほしいと、授業のようなレッスンとは違い、コーヒーを飲みながら自由に会話できる教室を新しく始めるなど、英語の教育に力を入れてくださいました。今後は、出身地であるアメリカに一度帰国し、他の国でALTとして活動したいとのことでした。

3年間という短い間でしたが、ありがとうございました。

エリック先生から直筆のメッセージを頂きました

3年間 中之島でALTをさせていただきました。やさしい人
にたくさん会えて良い思い出がたくさん作れて本当に
嬉しいです。みんなのおかげで次の仕事も英語
教育をがんばりたいと思います。心からありがとうございました。
エリック・ジェイムズ



▲真ん中がエリック先生

十島村職員人事異動についてお知らせします！

本村では9月1日付けで人事異動を行いました。新規採用職員も併せてお知らせいたします。

●令和3年9月1日付け 新規採用

職員名	(新職名)
中野 豪	土木交通課主査 地域整備室土木係 地域づくり悪石島担当

●令和3年7月1日付け 異動

新職名	職員名	(旧職名)
出納室主事 出納室出納係 兼議会事務局書記	片平 翔太	総務課主事 総務室税務係 兼選挙管理委員会書記
総務課主事 総務室税務係 兼選挙管理委員会書記	前平 奈江	総務課主事 情報政策室情報通信係
総務課主事補 情報政策室情報通信係	南 慶汰	総務課主事補 総務室給与係 兼総務室庶務係
総務課主事補 総務室給与係 兼総務室庶務係	松野 翔	出納室主事補 出納室出納係 兼議会事務局書記

村営定期船 フェリーとしま2

令和3年9月運行予定



鹿児島 ← 十島村 → 名瀬

十島村 土木交通課 航路対策室
TEL: 099-222-2101
フェリーとしま2
TEL: 090-3022-4523



日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定	入		出		入	出		入	出	入		入	出		入	出	入		入	出		入	出	入		入	出		入	
便 区 分			名瀬便			名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便			

令和4年度の「裁判員候補者」又は「検察審査員候補者」に 選ばれた皆さんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。
(ただし、20歳未満は除く。) 選定された候補者の方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」又は「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。
国民が司法に参加する二つの制度です。ぜひ、御協力ください。
なお、分からないことがありましたら、それぞれの問合せ先へお尋ねください。

【問合せ先】

裁判員・・・鹿児島地方裁判所刑事部 裁判員係 099-222-7157
検察審査員・・・鹿児島検察審査会事務局 099-808-3719



広報としまへの広告掲載募集!

●広告の規格・掲載料 (すべて消費税別)

縦 13.0cm × 横 8.5cm 月額 10,000 円
縦 13.0cm × 横 17.0cm 月額 15,000 円
A4 サイズ 1 頁 月額 30,000 円

●広告掲載の申し込み

広報誌広告掲載申込書 (第1号様式) に広告案を添えて総務課にご提出ください。

編集/発行: 十島村役場 総務課 広報広聴係



〒892-0822 鹿児島市泉町 14-15
TEL: 099-222-2101

よろしければ皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

十島村の人口・世帯数 令和3年8月1日現在

島名	男性	女性	人口	世帯
口之島	52	51	103	66
中之島	84	58	142	85
諏訪之瀬島	48	36	84	38
平島	48	46	94	47
悪石島	38	39	77	38
小宝島	34	34	68	34
宝島	58	59	117	67
合計	362	323	685	375